

独立行政法人
国立精神・神経医療研究センター
平成23年度業務実績の評価結果

平成24年8月29日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成23年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター（以下「センター」という。）は、国立精神・神経センターが移行して、平成22年4月1日に発足したものである。センターは、精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害（以下「精神・神経疾患等」という。）に係る医療並びに精神保健に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこうした業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、精神・神経疾患等に関する高度かつ専門的な医療及び精神保健の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

平成23年度のセンターの業務実績の評価は、平成22年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成22年度～26年度）の2年目の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）やいわゆる二次意見等も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成23年度業務実績全般の評価

精神・神経疾患等は、その克服に向けた国際的な取り組みにもかかわらず、国民の健康に大きな影響を与えており、積極的かつ重層的にその対策を進めていく必要がある。

こうした中、センターは、国際的にも精神・神経疾患等に係る医療水準を向上させるために、総合的な医療を実践するとともに、日本人のエビデンスの収集や研究成果を高度先駆的医療に活かすことが求められている。

理事長のリーダーシップの下、職員の意識改革が進められる中、現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取り組みが行われたが、結果として経営に結びつかず、年度計画に掲げる経常収支に係る目標を達成できなかった。今後は、中期目標の期間全体において収支相償の目標を達成できるよう努められたい。

研究・開発について、専門疾病センターの活動に加えて、新たに設置した脳病態統合イメージングセンター（IBIC）及び認知行動療法（CBT）センターの取組等を通じて、さらに幅広くセンター施設間の人的交流を推進し、それぞれの専門性を生かしたセンター内での共同研究を推進し、平成23年度においても先端的な基礎研究の成果等に基づく新規治療法の開発等に大きく貢献した。

トランスレーショナル・メディカルセンター（TMC）棟が完成、開棟し、筋、脳、髄液献体の保存、登録及び活用とともに、次世代シークエンサーを用いた神経筋疾患等の新規遺伝子及びバイオマーカー等の検索に関する研究の基盤整備及び病院での髄液採取

に関するプロトコルの改正などソフト面の整備を推進することによって、バイオリソースの登録が 1,096 件と大幅に増加したことは評価する。

また、リサーチリソースを活用した研究においては、エメリー・ドレイフス型筋ジストロフィー (EDMD) 類縁疾患で核膜蛋白質 LUMA をコードする TMEM43 遺伝子の変異の発見、統合失調症患者において IL-18 遺伝子の変異の発見等の成果があったことは評価する。

医療の提供について、平成 23 年 4 月に CBT センターを設置、運営を開始し、平成 23 年 6 月より専任のセンター長を配置することで、本格的に始動した。平成 23 年度においても、病院職員を対象とした CBT 研修を実施し、病院職員の CBT スキルの向上に努め、外部向けの研修についても、うつ病や PTSD に対する CBT 研修及び厚生労働省研修事業のワークショップ等の研修を開催した。なお、外部向け研修については、受講者の利便性等を考慮し、平成 24 年 2 月に高田馬場研修センターを開設したことは評価する。

各専門疾病センターにおいて、先端的な基礎研究等に基づいた新規治療法の開発を推進するとともに、診療科横断的なチーム医療及び最新の知見に基づいた診断等を行った。また、医療観察法病棟においては、ケアマネジメントのひとつとして、入院処遇対象者全例に対して CPA 会議 (244 件) を実施した。

医療技術職や歯科医師を含めた多職種によるチーム医療 (栄養サポートチーム、褥創対策チーム、摂食・嚥下サポートチーム) を推進した。

こうしたことを踏まえると、平成 23 年度の業務実績については、全体としてはセンターの設立目的に沿って適正に業務を実施したものと評価できるものである。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については 2 のとおりである。また、個別評価に関する評価結果については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 研究・開発に関する事項

① 臨床を志向した研究・開発の推進

多発性硬化症センターや筋疾患センターなど 5 つの専門疾病センターを設置し、合同カンファレンス等の開催による組織横断的な連携を図るとともに、TMC において、データマネージャーや臨床研究支援の専門職等を常勤も含め配置するなどの支援体制の充実により、基礎研究分野と臨床研究分野の共同研究件数が対 21 年度 25 件から 58 件に倍増となったことは高く評価する。また、バイオリソース検体数が対 21 年度 40.7%増など年度計画を大きく上回り数値目標を達成したことは評価する。

平成 23 年 4 月には IBIC を設置し、常勤の研究者を配置するとともに、研究用 3 テスラ MRI 装置やサイクロトロンといった大型画像機器の整備、大型画像機器を用いた研究計画の公募を行うなどのトランスレーショナルリサーチ体制の整備を行っ

た。さらに CBT センターを設置し、入院及び外来患者に対して認知行動療法を実施する支援体制を整備した。

また、知財管理、受託・共同研究等の審査体制及び契約行為等を行う管理機能を充実強化するとともに、スーパー特区で選定された領域を中心に、事業化が目指せる研究分野に関しては医療現場での実用化を目指した国際共同治験や医師主導治験への準備を行った。

② 病院における研究・開発の推進

治験・臨床研究の支援の充実を図るため、CRC を常時 10 名配置しており、治験申請から症例登録 (First Patient In) までの平均期間を 42.7 日に大幅に短縮し、年度計画の数値目標を達成したことは評価する。

縁取り空胞を伴う遠位型ミオパチー (DMRV) の治験に向けた患者登録システムの構築準備を引き続き進め、平成 23 年 12 月にセンター倫理委員会の承認を受け、データベース及びウェブサイトの構築を進めるとともに、平成 24 年度の登録開始を目指し、関係機関等との調整等を行った。また、DMRV 患者登録の前提となる遺伝子診断を積極的に実施し、平成 23 年度末において変異を確定した患者数は 179 人となった。

パーキンソン病及びその関連疾患の通院患者数は約 1,000 人であり、こうした通院患者のデータベースの構築に向け、患者の臨床症状及び各種検査結果を定期的に収集するデータベースを構築した。外来での評価のほか、漏れのないデータ収集のために、2 週間の評価入院システムを構築し、平成 24 年 3 月に運用を開始した。

③ 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

(精神・神経疾患等の本態解明)

ミトコンドリア形態異常を伴う新たな先天性筋ジストロフィーを見出し、その原因遺伝子を世界で初めて明らかにしたことは高く評価する。この遺伝子は、リン脂質の一つホスファチジルコリンを合成する酵素、コリンキナーゼ・ベータ (CHKB) をコードしており、この酵素が骨格筋で欠損することで重篤な筋ジストロフィーを引き起こすことが、初めて明らかになった。これは、ホスファチジルコリン合成酵素欠損による初めてのヒトの疾患である。

(精神・神経疾患等の実態把握)

東日本大震災被災者の健康状態に関する調査研究 (保健医療科学院) の調査チームに参加し、精神健康に関する部分を担当した。

また、IBISS を用いた多施設共同研究を開始するため、平成 23 年 8 月に IBISS 運営推進委員会を設置し、研究開始に向けた体制整備を行い、IBISS 使用に係る規

定等を策定した。同委員会において、3件の研究申請を審査・承認し、IBISS を利用した多施設共同研究が倫理委員会の承認を得て、データ収集を開始（20施設、56症例）したことは評価する。

（高度先駆的及び標準的予防、診断、治療法の開発の推進）

22q13.3欠失症候群と似た表現型を示すが、染色体異常を持たない自閉症患者128人についてSHANK3遺伝子解析を行い、SHANK3のSH3ドメインの上流に6アミノ酸の欠失、PDZドメイン領域のミスセンス変異そしてintron11に10bpCG配列の挿入および欠失をそれぞれ新たに検出した。

（医薬品及び医療機器の開発の推進）

fMRI、経頭蓋磁気刺激（TMS）、末梢神経刺激や筋電図等の統合イメージングを駆使してTMSにより誘発される脳活動の時間変化をはじめて検討することに成功したことは評価する。また、治験と臨床研究の実施件数が増加（172件、対21年度24.6%増）しているが、センターでのシーズによる医師主導治験の開始に期待する。

（医療の均てん化手法の開発の推進）

行動制限最適化データベースソフト（eCODO）のエッジサーバeCODO2.1.5を開発し、平成23年5月にセンター病院及びeCODO導入医療機関へ配布した。また、エッジサーバからデータ集約するためのセンターサーバを開発して平成23年6月、センター内に設置し、指標開発及び運用のためのインフラ整備を進めた。こうした活動は厚生労働省の精神科救急医療体制に関する検討会の報告書に推奨例として例示された。

また、精神科救急医療における薬物療法と行動制限に関する診療ガイドラインへ反映させるための精神科救急医療における最適な治療のあり方に関する研究や精神科医療の質の評価と均てん化に関する研究（医療の質の評価指標の開発、評価方法モデルの開発及び全国精神科医療施設への均てん化手法の開発）を推進した。

（情報発信手法の開発）

研究成果、公開講座等の積極的な情報発信や精神疾患等に関するメディアカンファレンスを、平成23年度においては、東京で4回、秋田で1回実施した。何れのカンファレンスにおいても講師の話題提供後約1時間のディスカッションを設けたが、質疑は毎回活発であり、精神保健医療福祉の情報に関するメディアからのニーズが示唆された。

（2）医療の提供に関する事項

① 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供

高度先駆的な医療の提供として、平成23年度におけるミトコンドリア DNA 検査を109症例に行い、全てにミトコンドリア DNA 全体の塩基配列決定検査や光トポグラフィー（270例）を実施し、パーキンソン病患者に薬剤血中動態モニターに基づく高度先駆的治療（75件）等を実施したことは評価する。

パーキンソン病の姿勢障害の分類法を確立し、そのうち、上腹部型腰曲がりについて責任筋を同定し、長期効果を得られることを明らかにし、平成23年4月に特許申請を行った。

② 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供

新たに認定された遺伝カウンセラーを配置し、相談体制の強化を図った。

また、専門疾病センターにおけるチーム医療のみならず、栄養サポート、褥瘡対策、摂食・嚥下障害対策など複数の多職種チーム医療を実施したことは評価できる。

さらに、紹介率、逆紹介率を増加させるとともに、行動制限最適化データベースソフト（eCODO）を活用し、精神疾患患者の行動制限の改善に努めた。

③ その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供

医療観察法病棟では、多職種チームで構成されるCPA会議を244件実践するとともに、家族会においては、多職種チームによる講義、退院者による退院後の地域生活に関する体験談、会員による情報提供などを実践していることは評価する。

重症心身障害児（者）への対応では、長期入所者及び短期入所者に対し、様々な専門的治療を提供するとともに、在宅等の治療困難とされた患者又は他施設から依頼があった患者に対して、他科等との連携により適切な治療を行った。

また、在宅支援推進のため、4床の在宅支援病床を確保するとともに、短期入所調整会議を実施し、最大限の受け入れ（191人）を行った。

(3) 人材育成に関する事項

平成23年度においては、TMC臨床研究研修制度（Clinical Research Track）として、計10回の研修会を開催し、さらに臨床研究の知識及び技術に関する教育の機会を増やすために開発したe-learningポータルサイトである「CRT-web」を平成23年4月に開講（平成23年度末時点登録者数550名）したことは評価する。

また、精神・神経疾患等における医療の質の向上を目的として、国の医療政策上の課題を踏まえた医療従事者等に対する各種モデル的研修・講習を実施した。

特にCBTに関する研修については、CBTセンターの設置、専任センター長の配置に伴い、厚生労働省研修事業であるうつ病の認知療法・認知行動療法ワークショップ等（16回、受講者1,463人）を実施するなど、平成23年度におけるモデル研修・講習

の開催は 80 回、センター外の受講者数は、2,888 人であったことは高く評価する。

なお、今後はリーダー育成のための大学、企業、海外、PMDA などとの積極的な人事交流を更に伸展させるべきである。

(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項

センターが開発した eCODO システムには、行動制限に関する指標だけでなく、抗精神病薬処方など、日本精神科救急学会と共同で開発した高度先駆的医療を示す指標が盛り込まれており、質の高い医療及びその技術の普及に向けて日本精神科救急学会との連携を深めた。また、精神科救急医療体制に関する検討会において、精神科救急医療の質のモニタリングの必要性が盛り込まれたことから、同学会と協力して、精神科救急入院料病棟を持つ 91 施設とのネットワークを構築したことは評価できる。

広報委員会等において検討を重ね、ホームページを全面的にリニューアルし、視覚的にもよりわかりやすいスタイルとなるよう配慮した構成とし、アクセス件数が 110.9 万件と年度計画の 20 万件を大きく上回った。

(5) 国への政策提言に関する事項、その他我が国の医療政策の推進等に関する事項

自殺対策推進会議（内閣府）の座長や再生医療の実現化プロジェクト（文部科学省）のプログラムディレクターなど、国が設置する種々の委員会等に積極的に参画するとともに、次年度に予定されている自殺総合対策大綱の改正に資する提言（第一次案）の策定、精神保健福祉の現状の取り纏め及び脱法ドラッグ等に対する依存性等の評価を行うなど、我が国の実態調査結果等を踏まえた専門的な政策提言を行ったことは評価する。

また、災害時こころの情報支援センターを発足させ、東日本大震災被災三県への助言を行うとともに、震災後の精神医療対応の総括及び被災者の心のケア対策に係る調査・分析・技術的指導等を実施した。また、医師、看護師等の医療技術職や心のケアに関する専門家も継続的に派遣し、迅速かつ適切な対応を行ったことは評価できる。

(6) 効率的な業務運営に関する事項

① 効率的な業務運営体制

今後のセンターが実施すべき研究や研究組織のあり方について検討するため、平成 23 年 8 月に外部有識者を含めた研究所の今後のあり方に関する検討会を立ち上げた。

平成 23 年度においては、同検討会を 3 回開催し、神経研究所、精神保健研究所、TMC 及び IBIC の現状の報告やこれを踏まえた各施設長及び外部委員の見解について議論を行い、センターが効率的、効果的に研究を推進できる組織等のあり方の検討を進めたことは評価する。

② 効率化による収支改善、電子化の推進

センターとしての使命を果たすための経営戦略や事業計画を通じ、経費の節減や収入の確保等の経営管理が行われたが、平成23年度の損益計算において経常収支率94.2%（経常損失765百万円）とマイナスとなり、年度計画に比して各々△4.2ポイント、△563百万円目標を達成していない。今後の収支改善努力により経常収支率100%以上となることを期待する。

一般管理費の節減については、23.1%減と大幅に年度計画を上回っている。

情報共有ツールとしてグループウェアを稼働開始するとともに電子カルテの導入によりペーパーレス化を進めるなど電子化の推進により業務の効率化を図った。

(7) 法令遵守等内部統制の適切な構築

平成23年度においても、内部監査計画を策定し、監事と協働して実地内部監査（旅費支給等の管理、公的研究費等の管理及び債権管理等）等を実施するとともに、新規採用職員や転入者に配布する研修資料及び適正な会計業務遂行を確保するための標準的業務フローを作成することで、内部統制及び法令遵守の強化に努めたことは評価する。

(8) 予算、収支計画及び資金計画等

平成23年度においては、寄附、受託研究、治験及び共同研究で、計237,234千円（平成22年度317,874千円）の外部資金を獲得した。

また、厚生労働科学研究費をはじめとした競争的研究資金について、積極的な申請を行い、2,103,908千円（平成22年度2,255,471千円）の研究資金を獲得し、国内外における多施設共同研究等を積極的に進めており、今後もさらなる外部資金の獲得を期待する。

さらに、民間企業等からの寄附研究や受託・共同研究を有効に活用し、研究の進展及び充実に資することを目的とした寄附研究部門の設置に向けての準備を進めた。

(9) その他業務運営に関する事項

職場の環境整備については、全病棟へのクランクの配置、夏季休暇の取得を促進するための夏期休暇期間の延長及び職員のメンタルケア充実等のための全職員を対象としたメンタルケア・アンケート調査の実施など、継続して魅力的で働きやすい職場環境の整備に努めたことは評価する。

(10) 評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点への対応

① 財務状況について

病院の機能を踏まえた職員の適正配置、診療報酬の上位基準の取得等を図るとともに、材料費や一般管理経費等に係るコスト節減に努め、収支改善を推進したが、当期総損失は10.1億円を計上した。

中期目標期間中において収支相償の経営を実現できるよう今後も引き続き経営改善に取り組むよう努めるべきである。

② 保有資産の活用状況とその点検

新病棟建替後、使用しないことを決定（平成24年3月）した機能訓練棟について、独立行政法人会計基準に基づき、減損処理（平成23年度減損損失額44,755千円）を行い、今後、有効活用を図ることとしている。

（実物資産）

平成24年4月3日「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（行政改革実行本部決定）で示された対象となる職員宿舎（24年4月1日時点）の宿舎は8棟であり、平成24年中に策定予定の見直し実施計画に基づき着実に実施されるよう当委員会としても、その措置状況を注視していく。

（金融資産）

「いわゆるたまり金の精査」における、運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況については、財務担当員によるヒアリングにより、該当がない旨確認をしており、当委員会として今後も注視していく。

③ 給与水準の状況と総人件費改革の進捗状況

センターの給与水準について、平成23年度のラスパイレス指数は、研究職112.0、医師109.2、看護師107.5、事務・技術職103.1となっており、その原因としては、諸種手当を創設したこと、特殊業務手当の支給対象となる重症心身障害児（者）病棟等で勤務する看護師が多いこと、地域手当率が12%となっていることが主に影響している。

給与水準は、適正化に向けた不断の努力が求められるものであるが、医師については、自治体病院や民間医療機関とはなお開きがあり、医師確保が問題となっている昨今において、他の医療機関と遜色のない給与水準に近づけることは必要な措置であると考えらる。

なお、医療職種のモチベーションが金銭面だけではないことは自明であり、診療環境や研究環境、勤務体制等のもとより魅力ある病院づくりも重要である。

また、総人件費改革の主な取り組みとして、技能職の退職不補充、調整額の廃止、給与カーブの変更などを行い、平成21年度からの削減額は66百万円であった。他方、増額は6.0億円であった。結果として平成21年度と比して5.3億円増となり、行革推進法等による削減率を達成していないものの、精神・神経疾患等に関する高

度先駆的医療の研究開発・普及・医療提供や、治験・臨床研究を推進する体制強化、医療安全や診療報酬基準への対応によるものであるが、センターの役割を着実に果たしていくためには必要な措置と認められる。

今後とも適正な人件費管理を行い人件費改革に強力に取り組む必要があるが、国内外の関係機関と連携し、研究・開発及び人材育成に関し国際水準の成果を生み出していくためには、研究・医療現場に対する総人件費改革の一律の適用は困難である。

福利厚生費については、国時代に取り組んできたレクリエーション経費の自粛をはじめ、弔電、供花や永年勤続表彰についても厚生労働省に準じた基準とするなど事業運営上不可欠なものに限定し、適切に取り組んでいる。

④ 事業費の冗費の点検について

公的研究費について、年度末に消耗品等が大量購入とならないよう説明会等で注意喚起を促している。

また、旅費については、パック商品の利用促進について周知を図っており、こうした継続的な取組みを期待する。

⑤ 契約について

契約については、一般競争入札を原則とする取組みを行っており、契約審査委員会において公正性、妥当性等について審査を経るとともに、契約監視委員会を設置し、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募となった契約について、契約の適正性・妥当性・競争性確保の観点から監視を行っており、引き続き、より一層透明性と競争性が確保された契約の実施に期待する。

(公益法人等への会費等への支出について)

平成23年度においては、3件の該当があり、次年度以降においては、平成24年3月23日「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(行政改革実行本部決定)の方針に従い、独立行政法人の業務の遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への会費の支出を行うことがないよう当委員会としても、その措置状況を注視していく。

⑥ 内部統制について

センター設立時に業務運営体制としての重要事項を審議する理事会を設けるとともに役員会、幹部会議等において、理事長が理念や方針を役職員に示しており、全職員に周知されている。また、職員とのヒアリングや意見交換の実施などにより職員からの意見を積極的に取り入れる環境を整備し、前述の会議等においてもセンターとして取り組むべき事項は取り入れるなどセンターの活性化を図っている。逆に、

ミッション達成を阻害すると思われる要因や問題点、今後の課題等についても把握するとともに、それらについては十分な分析・検討により、その対応について役職員に対する的確に指示をするなど、適切な統制環境の確保に向けて取り組んでいると認められる。

また、監事による監査のほか、監査室による内部監査やコンプライアンス室、理事長特任補佐による理事長補佐体制と合わせ、内部統制の充実に取り組んだことは、ミッションや中期計画を達成する上でその妥当性やリスクを把握・分析する重要な取り組みであったと言える。

加えて、監事は、業務評価制度の実施状況報告を受け、必要に応じて調査を行うことにより、職員が全体目標・部門目標を共有し自ら設定した目標の達成に努めているか、職員間のコミュニケーションが十分図られているかについても確認を行っている。

さらに、センターの実績は年度計画を若干下回っているが、概ね年度計画や業績測定のための尺度が妥当であったことによるものと認める。今後においても、役員に対する内部統制の周知徹底を図るとともに、監査法人監査及び内部監査の実効を高めることを期待する。

⑦ 事務事業の見直しについて

独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針で講ずべき措置とされた、研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業等の業務運営の効率化については、平成22年度から継続して実施している。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成24年7月17日から31日までの間、センターの業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行い、その寄せられた意見を参考にしながら評価を行った。